

介護施設等整備事業費補助金交付要綱

(目的)

第1 介護を要する高齢者等が、住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう地域包括システムの実現に向け、受入先となる地域密着型サービス等の施設整備を支援するため、地域医療介護総合確保基金管理運営要領（平成26年9月12日付け医政発0912第5号・老発0912第1号・保発0912第2号厚生労働省医政局長、老健局長、保険局長連名通知別紙。以下「管理運営要領」という。）に基づき、市町村及び民間事業者が行う事業に要する経費に対し、予算の範囲内で岩手県補助金交付規則（昭和32年岩手県規則第71号。以下「規則」という。）及びこの要綱により補助金を交付する。

(補助金の交付の対象事業)

第2 この補助金の交付対象及び事業内容は、管理運営要領第3に定める介護施設等の整備に関する事業とし、次の表の区分によるものとする。

事業種目	事業内容
地域密着型サービス施設等整備事業	管理運営要領別記1の2の(1)アに定める「地域密着型サービス等整備助成事業」
介護施設開設準備経費等事業	管理運営要領別記1の2の(2)アに定める「介護施設等の施設開設準備経費支援事業」及びイに定める「介護施設等の大規模修繕の際にあわせて行う介護ロボット・ICTの導入支援事業」
定期借地権設定のための一時金の支援事業	管理運営要領別記1の2の(3)に定める「定期借地権設定のための一時金の支援事業」
特別養護老人ホーム等ユニット改修等事業	管理運営要領別記1の2の(4)アに定める「既存の特別養護老人ホーム等のユニット化改修支援事業」及びイに定める「既存の特別養護老人ホームにおける多床室のプライバシー保護のための改修支援事業」
介護職員の宿舍施設整備事業	管理運営要領別記1の2の(7)に定める「介護職員の宿舍施設整備」

(補助金の額)

第3 補助金の額は、次の各号により算定するものとする。

- (1) 地域密着型サービス施設等整備事業 別表第1の施設等種別の欄ごとに、配分基礎単価の欄に定める額に単位の欄に定める数を乗じて得た額と、対象経費の欄に定める経費の実支出額とを比較して少ない方の額とする。ただし、1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとし、また、対象経費の実支出額は、総事業費から寄附金その他の収入額を控除して得た額とする。
- (2) 介護施設開設準備経費等事業 別表第2の施設等種別の欄ごとに、配分基礎単価の欄に定める額に単位の欄に定める数を乗じて得た額と、対象経費の欄に定める経費の実支出額とを比較して少ない方の額とする。ただし、1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとし、また、対象経費の実支出額は、総事業費から寄附金その他の収入額を控除して得た額とする。
- (3) 定期借地権設定のための一時金の支援事業 別表第3の施設等種別の欄ごとに、配分基準の欄

に定める額により算定した額と対象経費の欄に定める経費の実支給額とを比較して少ない方の額に、補助率の欄に定める補助率を乗じて得た額とする。ただし、1,000 円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとし、また、対象経費の実支出額は、総事業費から寄附金その他の収入額を控除して得た額とする。

(4) 特別養護老人ホーム等ユニット改修等事業 別表第4の区分の欄ごとに、配分基礎単価の欄に定める額に単位の欄に定める数を乗じて得た額と、対象経費の欄に定める経費の実支出額とを比較して少ない方の額とする。ただし、1,000 円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとし、また、対象経費の実支出額は、総事業費から寄附金その他の収入額を控除して得た額とする。

(5) 介護職員の宿舍施設整備事業 別表第5の施設等種別の欄ごとに、配分基準の欄に定める面積により算定した額と対象経費の欄に定める経費の実支出額とを比較して少ない額の方に、補助率の欄に定める補助率を乗じて得た額とする。ただし、1,000 円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとし、また、対象経費の実支出額は、総事業費から寄附金その他の収入額を控除して得た額とする。

(補助事業に要する経費の配分及び補助事業の内容の軽微な変更)

第4 規則第6条第1項第1号及び第2号に規定する軽微な変更は、補助金額に影響のない事業費の変更で、かつ総事業費の20パーセント以内の増減とする。

(申請の取下げ期日)

第5 規則第8条第1項に規定する申請の取下げ期日は、補助金の交付の決定の通知を受領した日から起算して15日以内とする。

(財産の処分に係る制限の期間)

第6 補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）のとおりとする。

(事業の遂行の状況に係る報告等)

第7 補助事業者は、補助事業に着手したとき、着手した日から10日以内に工事着手報告書（様式第9号）により、知事に報告しなければならない。

2 補助事業者は、補助金の交付の決定を受けた後、毎年度12月末日現在における補助事業の遂行の状況を翌年1月10日までに、進捗状況報告書（様式第10号）により知事に報告しなければならない。

3 補助事業者は、補助金の交付の決定を受ける前に補助事業に着手しようとするときは、あらかじめ事前着手協議書（様式第11号）を知事に提出しなければならない。

(立入検査等)

第8 知事は、予算の執行の適正を期するため、補助事業者（市町村を除く。）に対して、必要な報告を求め、又は当該職員に、その事務所、事業場等に立ち入り、帳簿書類その他の必要な物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 補助事業者は、補助事業の全部又は一部を補助金の交付により実施する場合において、当該補助金の交付に当たっては、知事が、予算の執行の適正を期するため、当該補助金の交付を受ける者に対して、必要な報告を求め、又は当該職員に、その事務所、事業場等に立ち入り、帳簿書類その他の必要

な物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる旨の条件を附さなければならない。

- 3 補助事業者は、補助事業の全部又は一部を委託により実施する場合において、当該委託の業務を行う者と契約を締結するに当たっては、知事が、予算の執行の適正を期するため、当該委託の業務を行う者に対して、必要な報告を求め、又は当該職員にその事務所、事業場等に立ち入り、帳簿書類その他の必要な物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる旨の条件を附さなければならない。

（書類の整備等）

- 第9 補助事業者は、補助事業に係る補助金の経理を明らかにした書類を整備し、当該補助事業の完了の日の属する年度の翌年度から起算して5年間（当該補助事業により取得し、又は効用の増加した財産に係る処分の制限期間が5年を超える場合にあっては当該処分の制限期間）これを保存しなければならない。

（前金払）

- 第10 知事は、必要があると認められる場合は、補助金の前金払をすることがある。
- 2 補助事業者は、補助金の前金払を請求しようとするときは、介護施設等整備事業費補助金前金払請求書（様式第12号）を知事に提出しなければならない。

（消費税等仕入控除税額に係る報告等）

- 第11 補助事業者は、規則第4条の規定に基づき補助金の交付の申請をするに当たって、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額（補助金の交付の対象となる経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率（当該補助金の額を当該経費の額で除して得た率のことをいう。）を乗じて得た額をいう。以下同じ。）が明らかではないため、消費税等仕入控除税額を含めて補助金の交付の申請をした場合に、当該申請の後に当該消費税等仕入控除税額が明らかになったときは、速やかに消費税等仕入控除税額報告書（様式第13号）により知事に報告しなければならない。
- 2 補助事業者は、規則第4条の規定に基づき補助金の交付の申請をするに当たって、当該補助金に関する間接補助事業者（補助事業者が補助事業の全部又は一部を補助金の交付により実施する場合における当該補助金の交付の対象となる事業又は事務を行う者をいう。）に係る消費税等仕入控除税額が明らかではないため、間接補助事業者に係る消費税等仕入控除税額を含めて補助金の交付の申請をした場合に、当該申請の後に当該消費税等仕入控除税額が明らかになったときは、速やかに消費税等仕入控除税額報告書（様式第13号）により知事に報告しなければならない。
- 3 補助事業者は、補助金の交付を受けた後に第1項又は第2項の報告をした場合は、当該報告による知事の補助金の返還の命令を受けて、前項の報告に係る消費税等仕入控除税額を返還しなければならない。

（提出書類及び提出期日）

- 第12 規則により定める書類及びこれに添付する書類並びに提出期日は、別表第6、別表第7、別表第8、別表第9及び別表第10のとおりとする。

（補助事業者が交付する補助金の交付の決定に係る条件）

- 第13 補助事業者は、補助事業の全部又は一部を補助金の交付により実施する場合において当該補助金

の交付の決定に際し、管理運営要領第4の(3)の④の条件を付さなければならない。

(その他)

第14 この要綱に定めるもののほか、事業実施に関し必要な事項は別に定める。

別表第1（第3（1）関係）地域密着型サービス施設等整備事業に係るもの

区分	施設等種別	配分基礎単価	単位	対象経費
定員29名以下の地域密着型サービス施設等の整備	地域密着型特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室	5,280 千円	整備床数	地域密着型特別養護老人ホーム等の整備(施設の整備と一体的に整備されるものであって、知事が必要と認めた整備を含む。)に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費(工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費、及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。)ただし、別の負担(補助)金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費及び分担金及び適当と認められる購入費等を含む。
	小規模な介護老人保健施設	66,000 千円	施設数	
	小規模な介護医療院	66,000 千円	施設数	
	小規模な養護老人ホーム	2,820 千円	整備床数	
	小規模なケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）	5,280 千円	整備床数	
	認知症高齢者グループホーム	39,600 千円	施設数	
	小規模多機能型居宅介護事業所	39,600 千円	施設数	
	定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	7,000 千円	施設数	
	看護小規模多機能型居宅介護事業所	39,600 千円	施設数	
	認知症対応型デイサービスセンター	14,100 千円	施設数	
	介護予防拠点	10,500 千円	施設数	
	地域包括支援センター	1,410 千円	施設数	
	生活支援ハウス	42,100 千円	施設数	
	緊急ショートステイの整備	1,410 千円	整備床数	
	施設内保育施設	14,100 千円	施設数	
合 合 介 築 築 護 等 等 施 の 設 の 等 の 等	管理運営要領別記1の2の(1)アの事業対象施設と合築・併設する介護施設等	合築・併設する施設それぞれ上記の配分基礎単価に1.05を乗じた額	上記に準ずる	
空 空 き 家 家 を 活 活 用 用 し し た た 整 整 備 備	認知症高齢者グループホーム	10,500 千円	施設数	
	小規模多機能型居宅介護事業所	10,500 千円	施設数	
	看護小規模多機能型居宅介護事業所	10,500 千円	施設数	
	認知症対応型デイサービスセンター	10,500 千円	施設数	

備考 施設数単位で補助する施設等について、新規開設時に一度補助を受けている場合であっても、増床する場合には、配分基礎単位を平均利用定員で割るなど、合理的な方法を用いて算出した額で補助することができる。

別表第2（第3（2）関係）介護施設開設準備経費等事業に係るもの

区分	施設等種別	配分基礎単価	単位	対象経費
介護施設等の開設時、増床時及び再開設時 （改築時）に必要な経費（定員30名以上の広域型施設等）	特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室	989 千円	定員数	特別養護老人ホーム等の円滑な開所や既存施設の増床、また、介護療養型医療施設から介護老人保健施設への転換の際に必要な需用費、使用料及び賃貸料、備品購入費（備品設置に伴う工事請負費を含む）、報酬、給料、職員手当等、共済費、賃金、旅費、役務費、委託料又は工事請負費。
	介護老人保健施設	989 千円	定員数	
	介護医療院	989 千円	定員数	
	ケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）	989 千円	定員数	
	養護老人ホーム	989 千円	定員数	
	介護付きホーム（有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）	989 千円	定員数	
	訪問看護ステーション（大規模化やサテライト型事業所の設置）	4,960 千円	施設数	
介護施設等の開設時、増床時及び再開設時（改築時）に必要な経費（定員29名以下の地域密着型施設等）	地域密着型特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室	989 千円	定員数	
	小規模な介護老人保健施設	989 千円	定員数	
	小規模な介護医療院	989 千円	定員数	
	小規模なケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）	989 千円	定員数	
	認知症高齢者グループホーム	989 千円	定員数	
	小規模多機能型居宅介護事業所	989 千円	宿泊定員数	
	看護小規模多機能型居宅介護事業所	989 千円	宿泊定員数	
	小規模な介護付きホーム（有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）	989 千円	定員数	
	定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	16,600 千円	施設数	
	小規模な養護老人ホーム	496 千円	定員数	
	施設内保育施設	4,960 千円	施設数	
介護施設等の大規模修繕の際に必要経費（定員30名以上の広域型施設等）	特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室	496 千円	定員数	特別養護老人ホーム等の大規模修繕の際にあわせて行う、介護ロボット・ICTの導入に必要な経費（令和2年4月14日老高発 0414 第1
	介護老人保健施設	496 千円	定員数	
	介護医療院	496 千円	定員数	
	ケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）	496 千円	定員数	
	養護老人ホーム	496 千円	定員数	
	介護付きホーム（有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）	496 千円	定員数	

介護施設等の大規模修繕の際にあわせて行う介護ロボット・ICTの導入に必要な経費(定員29名以下の地域密着型施設等)	地域密着型特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室	496 千円	定員数	号・老振発0414 第1号厚生労働省老健局高齢者支援課長・振興課長通知「地域医療介護総合確保基金(介護従事者の確保に関する事業)における「管理者等に対する雇用管理改善方策普及・促進事業」の実施について」の別紙1を準用する。
	小規模な介護老人保健施設	496 千円	定員数	
	小規模な介護医療院	496 千円	定員数	
	小規模なケアハウス(特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの)	496 千円	定員数	
	認知症高齢者グループホーム	496 千円	定員数	
	小規模多機能型居宅介護事業所	496 千円	宿泊定員数	
	看護小規模多機能型居宅介護事業所	496 千円	宿泊定員数	
	小規模な介護付きホーム(有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの)	496 千円	定員数	
	定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	8,250 千円	施設数	
	小規模な養護老人ホーム	248 千円	定員数	
	施設内保育園	2,480 千円	施設数	

別表第3（第3（3）関係）定期借地権設定のための一時金の支援事業に係るもの

区分		施設等種別	配分基準	補助率	対象経費
本体施設	定員30名以上の広域施設等	特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室	当該施設等を整備する用地に係る国税局長が定める路線価（路線価が定められていない地域においては、固定資産税評価額に国税局長が定める倍率を乗じた額）の2分の1	2分の1	定期借地権設定に際して授受される一時金であって、借地代の前払いの性格を有するもの（当該一時金の授受により、定期借地権設定期間中の全期間又は一部の期間の地代の引き下げが行われていると認められるもの。）。
		介護老人保健施設			
		介護医療院			
		ケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）			
		養護老人ホーム			
	定員29名以下の地域密着型施設等	地域密着型特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室			
		小規模な介護老人保健施設			
		小規模な介護医療院			
		小規模なケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）			
		認知症高齢者グループホーム			
		小規模多機能型居宅介護事業所			
		看護小規模多機能型居宅介護事業所			
		小規模な養護老人ホーム			
		施設内保育施設			
合築・併設施設	定員29名以下の地域密着型施設等	定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所			
		認知症対応型デイサービスセンター			
		介護予防拠点			
		地域包括支援センター			
		生活支援ハウス			
		緊急ショートステイ			

別表第4 (第3(4)関係) 特別養護老人ホーム等ユニット改修等事業に係るもの

区分	配分基礎単価	単位	対象経費
既存施設のユニット化改修 ア 特別養護老人ホームのユニット化 イ 介護老人保健施設のユニット化 ウ 介護医療院のユニット化	「個室→ユニット化」改修 1,410 千円	整備床数	特別養護老人ホーム等のユニット化等の改修（施設の整備と一体的に整備されるものであって、知事又は市町村長が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。）。
	「多床室（ユニット型個室的多床室を含む。）→ユニット化」改修 2,820 千円		
特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室（多床室）のプライバシー保護のための改修	865 千円	整備床数	ただし、別の負担（補助）金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費及び分担金及び適当と認められる購入費等を含む。

※ いずれの事業の介護施設等も、定員規模は問わない。

別表第5 (第3(5)関係) 介護職員の宿舎施設整備事業に係るもの

施設等種別	配分基準	補助率	対象経費
特別養護老人ホーム	介護職員1定員あたりの延べ床面積（バルコニー、廊下、階段等共用部分を含む。）33㎡ ※上記の基準面積は、補助金算出の限度となる面積であり、実際の建築面積が上記を下回る場合には、実際の当該建築面積を基準面積とする。	3分の1	特別養護老人ホーム等の職員の宿舎の整備（宿舎の整備と一体的に整備されるものであって、都道府県知事が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6％に相当する額を限度額とする。）。 ただし、別の負担（補助）金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む。
介護老人保健施設			
介護医療院			
ケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）			
認知症高齢者グループホーム			
小規模多機能型居宅介護事業所			
定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所			
看護小規模多機能型居宅介護事業所			
介護付きホーム（有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）			

※ いずれの事業の介護施設等も、定員規模は問わない。

別表第6（第12関係）地域密着型サービス施設等整備事業に係るもの

条項	提出書類及び添付書類	様式	提出 部数	提出期日
規則第4条 の規定によ る書類	介護施設等整備事業費補助金交付申請書 1 申請額内訳書 2 事業計画書 3 補助事業者の歳入歳出予算書（見込書抄本） 4 その他知事が必要と認めるもの	第1号 第2-1号 第3-1号	1部 1部 1部 1部 1部	別に定める 日
規則第6条 第1項第1 号、第2号及 び第3号の 規定により 承認を受け る場合の書 類	介護施設等整備事業費補助金変更（中止、廃止） 申請書 1 申請額内訳書 2 事業計画書 3 補助事業者の歳入歳出予算書（見込書抄本） 4 その他知事が必要と認めるもの	第4号 第2-1号 第3-1号	1部 1部 1部 1部 1部	当該事業の 変更（中止、 廃止）を行 う日の14日 前まで
規則第13条 第1項の規 定による書 類	介護施設等整備事業費補助金請求書 介護施設等整備事業費補助金実績報告書 1 精算額内訳書 2 実績報告書 3 補助事業者の歳入歳出決算書（見込書抄本） 4 その他知事が必要と認めるもの	第5号 第6号 第7-1号 第8-1号	1部 1部 1部 1部 1部 1部	当該事業を 完了した日 （規則第6 条第1項第 3号に規定 する事業の 中止又は廃 止の承認を 受けた場合 には、当該 承認の通知 を受理した 日）から20 日以内又は 補助金の交 付の決定を 受けた年度 の3月31日 のいずれか 早い日

別表第 7（第 12 関係）介護施設開設準備経費等事業に係るもの

条項	提出書類及び添付書類	様式	提出部数	提出期日
規則第 4 条 の 規 定 に よ る 書 類	介護施設等整備事業費補助金交付申請書 1 申請額内訳書 2 事業計画書 3 補助事業者の歳入歳出予算書（見込書抄本） 4 その他知事が必要と認めるもの	第 1 号 第 2-2 号 第 3-2 号	1 部 1 部 1 部 1 部 1 部	別に定める 日
規則第 6 条 第 1 項 第 1 号、第 2 号及 び第 3 号の 規定により 承認を受け る 場 合 の 書 類	介護施設等整備事業費補助金変更（中止、廃止） 申請書 1 申請額内訳書 2 事業計画書 3 補助事業者の歳入歳出予算書（見込書抄本） 4 その他知事が必要と認めるもの	第 4 号 第 2-2 号 第 3-2 号	1 部 1 部 1 部 1 部 1 部	当該事業の 変更（中止、 廃止）を行 う日の 14 日 前まで
規則第 13 条 第 1 項 の 規 定 に よ る 書 類	介護施設等整備事業費補助金請求書 介護施設等整備事業費補助金実績報告書 1 精算額内訳書 2 実績報告書 3 補助事業者の歳入歳出決算書（見込書抄本） 4 その他知事が必要と認めるもの	第 5 号 第 6 号 第 7-2 号 第 8-2 号	1 部 1 部 1 部 1 部 1 部 1 部	当該事業を 完了した日 （規則第 6 条第 1 項第 3 号に規定 する事業の 中止又は廃 止の承認を 受けた場合 には、当該 承認の通知 を受理した 日）から 20 日以内又は 補助金の交 付の決定を 受けた年度 の 3 月 31 日 のいずれか 早い日

別表第 8（第 12 関係）定期借地権設定のための一時金の支援事業に係るもの

条項	提出書類及び添付書類	様式	提出 部数	提出期日
規則第 4 条 の 規 定 に よ る 書 類	介護施設等整備事業費補助金交付申請書 1 申請額内訳書 2 事業計画書 3 補助事業者の歳入歳出予算書（見込書抄本） 4 その他知事が必要と認めるもの	第 1 号 第 2-3 号 第 3-3 号	1 部 1 部 1 部 1 部 1 部	別に定める 日
規則第 6 条 第 1 項 第 1 号、第 2 号及 び第 3 号の 規定により 承認を受け る 場 合 の 書 類	介護施設等整備事業費補助金変更（中止、廃止） 申請書 1 申請額内訳書 2 事業計画書 3 補助事業者の歳入歳出予算書（見込書抄本） 4 その他知事が必要と認めるもの	第 4 号 第 2-3 号 第 3-3 号	1 部 1 部 1 部 1 部 1 部	当該事業の 変更（中止、 廃止）を行 う日の 14 日 前まで
規則第 13 条 第 1 項 の 規 定 に よ る 書 類	介護施設等整備事業費補助金請求書 介護施設等整備事業費補助金実績報告書 1 精算額内訳書 2 実績報告書 3 補助事業者の歳入歳出決算書（見込書抄本） 4 その他知事が必要と認めるもの	第 5 号 第 6 号 第 7-3 号 第 8-3 号	1 部 1 部 1 部 1 部 1 部 1 部	当該事業を 完了した日 （規則第 6 条第 1 項第 3 号に規定 する事業の 中止又は廃 止の承認を 受けた場合 には、当該 承認の通知 を受理した 日）から 20 日以内又は 補助金の交 付の決定を 受けた年度 の 3 月 31 日 のいずれか 早い日

別表第9（第12関係）特別養護老人ホーム等ユニット改修等事業に係るもの

条項	提出書類及び添付書類	様式	提出部数	提出期日
規則第4条 の規定による書類	介護施設等整備事業費補助金交付申請書 1 申請額内訳書 2 事業計画書 3 補助事業者の歳入歳出予算書（見込書抄本） 4 その他知事が必要と認めるもの	第1号 第2-4号 第3-4号	1部 1部 1部 1部 1部	別に定める日
規則第6条 第1項第1号、第2号 及び第3号 の規定により承認を受ける場合の書類	介護施設等整備事業費補助金変更（中止、廃止）申請書 1 申請額内訳書 2 事業計画書 3 補助事業者の歳入歳出予算書（見込書抄本） 4 その他知事が必要と認めるもの	第4号 第2-4号 第3-4号	1部 1部 1部 1部 1部	当該事業の変更（中止、廃止）を行う日の14日前まで
規則第13条 第1項の規定による書類	介護施設等整備事業費補助金請求書 介護施設等整備事業費補助金実績報告書 1 精算額内訳書 2 実績報告書 3 補助事業者の歳入歳出決算書（見込書抄本） 4 その他知事が必要と認めるもの	第5号 第6号 第7-4号 第8-4号	1部 1部 1部 1部 1部 1部	当該事業を完了した日（規則第6条第1項第3号に規定する事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認の通知を受理した日）から20日以内又は補助金の交付の決定を受けた年度の3月31日のいずれか早い日

別表第 10（第 12 関係）介護職員の宿舎施設整備事業に係るもの

条項	提出書類及び添付書類	様式	提出部数	提出期日
規則第 4 条 の規定による書類	介護施設等整備事業費補助金交付申請書 1 申請額内訳書 2 事業計画書 3 補助事業者の歳入歳出予算書（見込書抄本） 4 その他知事が必要と認めるもの	第 1 号 第 2-5 号 第 3-5 号	1 部 1 部 1 部 1 部 1 部	別に定める日
規則第 6 条 第 1 項第 1 号、第 2 号 及び第 3 号 の規定により承認を受ける場合の書類	介護施設等整備事業費補助金変更（中止、廃止）申請書 1 申請額内訳書 2 事業計画書 3 補助事業者の歳入歳出予算書（見込書抄本） 4 その他知事が必要と認めるもの	第 4 号 第 2-5 号 第 3-5 号	1 部 1 部 1 部 1 部 1 部	当該事業の変更（中止、廃止）を行う日の 14 日前まで
規則第 13 条 第 1 項の規定による書類	介護施設等整備事業費補助金請求書 介護施設等整備事業費補助金実績報告書 1 精算額内訳書 2 実績報告書 3 補助事業者の歳入歳出決算書（見込書抄本） 4 その他知事が必要と認めるもの	第 5 号 第 6 号 第 7-5 号 第 8-5 号	1 部 1 部 1 部 1 部 1 部 1 部	当該事業を完了した日（規則第 6 条第 1 項第 3 号に規定する事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認の通知を受理した日）から 20 日以内又は補助金の交付の決定を受けた年度の 3 月 31 日のいずれか早い日